

# PCB使用安定器確認の流れ

質問 1	使用している建物は、昭和52年(1977年)3月以前に建築した建物ですか？
	<input type="radio"/> はい (質問 2) へ <input type="radio"/> いいえ (質問 4) へ
質問 2	質問1で「はい」と回答した物件は事業用建物ですか？ ※過去に事業をしていた場合や、共同住宅の場合は「はい」を選択してください。
	<input type="radio"/> はい (質問 3) へ <input type="radio"/> いいえ (質問 4) へ
質問 3	質問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年(1977年)4月以降に全ての照明器具を交換し、処分していますか？ (全て交換済みであっても、保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください)
	<input type="radio"/> はい (質問 4) へ <input type="radio"/> いいえ (質問 4) へ
質問 4	建物の共有部分(共同住宅の通路等)や建物外の敷地(駐車場等)に、昭和52年(1977年)3月以前に設置した照明器具(蛍光灯・水銀灯)はありますか？
	<input type="radio"/> はい (質問 5) へ <input type="radio"/> いいえ (質問 3)で「いいえ」は(質問 5)へ それ以外の方は、PCB使用安定器はお持ちではありません。
質問 5	「確認作業の手引き」を参考に、建物や敷地内にPCB使用安定器が設置・保管されていないかご確認ください。